

平成31年 第1回

木古内町議会臨時会会議録

平成31年 1月28日 開会

平成31年 1月28日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（平成31年1月28日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 行政報告	3
日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	8
日程第 5 議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算（第10号）	10
閉会の宣告	12
会議録署名議員の署名	13

平成31年1月28日（月）第1号

- 開会日時 平成31年 1月28日（月曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 平成31年 1月28日（月曜日）午前10時46分
-

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福島	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
総務課長	若山	忍
会計管理者	高橋	和夫
まちづくり新幹線課長	木村	春樹
産業経済課長	片桐	一路
建設水道課長	構口	学
教育長	野村	広章
生涯学習課長	吉田	宏

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田	伸一
議事担当主査	西嶋	浩二

平成31年 第1回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成31年1月28日（月）

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		行政報告
4	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案 第1号	平成30年度木古内町一般会計補正予算（第10号）

平成31年第1回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	平成30年度木古内町一般会計補正予算（第10号）	31.1.28	原案可決
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	31.1.28	原案承認

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから、平成31年第1回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

8番 鈴木慎也君、9番 吉田裕幸君。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第3 行政報告。

町長より行政報告がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

平成31年第1回臨時会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告が2件ございますので、ご報告を申し上げます。

1点目は、木古内自動車学校の閉校方針とそれにかかる対応についてでございます。

平成30年12月22日、株式会社木古内自動車学校が閉校方針を決定したとの情報がありました。

その方針についての確認とあわせ状況把握のため、12月28日、知内町とともに同校を訪れ、社長及び校長兼管理者と面談し、平成31年3月末で閉校の方針であることを確認いたしました。

閉校理由につきましては、財政面及び人的体制とのことでありましたので、行政による支援を行った場合には、存続が可能かを打診したところ、内容によっては検討するというものであります。

木古内、知内両町のみならず、福島、松前を含んだ渡島西部4町にまたがり、高校生の就職活動や高齢者講習など社会的な影響が大きいことから、4町間で協議をし、改めて事業継続の要請とともに財政支援を行うことといたしました。

この申し出を1月23日に行ったところ、4町からの財政支援を前提に、当面存続する考えが示されました。

なお、財政支援の内容につきましては、今後、4町間で連携しつつ、事業者と協議を進めてまいります。

添付させていただきましたのは、当時の新聞記事でございます。ご参照いただければと思います。

次に2点目は、木古内町代表監査委員の逝去についてでございます。

平成31年1月14日、木古内町代表監査委員の森井俊郎氏をご逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

森井氏は、平成12年5月に木古内町農業協同組合を退職されたのち、平成13年8月から平成17年8月まで、木古内町まちづくり委員会副委員長として、活躍されました。

平成20年6月から木古内町監査委員に就任され、温厚な人柄で、公平・公正な意識が高く、これまで3期10年以上にわたり、着実な業務処理に従事されてこられました。

昨年の7月頃から、体調の不安をかかえ入院治療されてきましたが、ことしに入り体調が急変し、このような事態となりました。

現役の代表監査委員のご逝去は、大きな損失であり、誠に残念でございます。

なお、後任の監査委員につきましては、3月開催予定の平成31年第1回木古内町議会定例会において選任の同意をしていただくため、その準備を進めております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 町長の行政報告が終わりました。

ここで、暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時06分
再開	午前10時08分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの行政報告に対する質疑を許したいと思います。

質疑ございませんか。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。

今回の行政報告2点ございましたけれども、冒頭の1点の木古内自動車学校の閉校方針とそれにかかる対応について、2点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

この件に関しては、去る1月10日に常任委員会がありましたけれども、そのあとに大野副町長から概ねというかだいたいの説明があり、前情報としては認識しておりました。

今回、いろいろ新聞紙上とかあるいは行政報告の中で、ちょっと気付いた点あるいは今後の方針的な部分も含めて聞きたいと思います。

ご覧のとおりこの件に関しては、渡島4町の財政支援の中、高校生の就職活動や高齢者講習など、非常に影響の大きい部分が回避されたということであれば、非常に大変意義のある対応じゃないかなとそんなふうに認識しております。

そういう中で、添付資料の各社の記事内容を一応参考にさせてもらっているのですが、この中で一つは、当校の営業姿勢というのですかこの点ともう一つは、財政支援の中で中長期的な展開・展望ですね。いろんな情報を掴んでいない部分もあると思うのですが、財政面ではこれからの打合せということで記載されていますけれども、この2点について、わかる範囲でお答えいただければと思います。

1点の当校営業姿勢に疑問を私は感じている部分があるのです。なぜかと言うと今回の新聞紙上で、この4町の高校生3年生の数、これは新聞での足し算していますけれども、約104名ぐらい木古内、それと4町含めて。その中で、まず知内高校の3年生68名で、このうち40名が木古内学校を利用していると。あとの28名のこの辺はどういうちょっと情報を掴んでいるか、これ当校が受け入れできないのか、あるいはほかに行っているのか、その辺の情報はまず掴んでいけば聞いてみたいのですが。

それともう1点は、福島商業高校で13人、13人で10人が取得希望をし、8人が利用されているという記事なのですね。ところが、この10名取得希望しているのだけれども、8名はいいのだけれども2名が誕生日の関係で、お断りをされているという記事内容ですね。ところが、函館の学校はこれを受け付けていると。この辺のギャップはどうなんだろうと。会社の規則でだめだとかというのものもあるのかもしれないけれども、誕生日の問題で受け入れが木古内ではできないけれども、函館ではしていると通っているというなんか矛盾点がある。いわゆる矛盾点というか、営業に関わる姿勢があまり積極的じゃないんじゃないかなというイメージをちょっと私持ちました。この点がもしわかっていけば、この辺もお知らせ願いたい。

そして、松前が昨年11月、校長が入院したので受け入れられないという。いわゆるこの自動車学校の校長が入院したから、受け入れられないのだよと。だから、ほかへ行つてよと。

そんなニュアンスですよ、これ。そういう中で、止むに止まれず23人が免許取得を希望するが12人が厚沢部に行っているのですよ。こういうような状況ですよ。先ほど町長から説明もあったように、もちろん財政面あるいは人的な要素あるよというお話でしたけれども、企業努力が私から見ると足りないんじゃないかというようなイメージがあるのです。こういう姿勢の中で今後、支援をしていくと。それはいいのだけれども、こういう会社の営業姿勢ですよ。この辺がこの新聞から私個人的には、非常に努力が薄いんじゃないかなという気はするのです。行政のこういう記事を参考にして、行政の考えをちょっとわかっている範囲で結構でございますが、こういう記事をもとにどう感じているのか、この辺を見解をお伺い

したい。

そしてもう一つが、やはり中長期的な展望をどう考えているのだろうか。今後、ますます少子高齢化の中で、当然ながら生徒の数は減っていく、しかしながらまた逆に言うと、高齢者も講習の数は増えていく。これは当然、予測されますよね。そういう中で、中長期的な見通しがしっかりして、やはり見極めをしていかないとなんかのんびんだらり財政支援をしながらしていくというのもどうなんだろうかと。貴重な財源を投入するわけですから、その辺の見解をちょっとやはり行政としてはどう考えているのだろうか。いろんな条件があるわけですが、今後、自動車学校との詰めはあるのでしょうか、いま言ったように新聞記事の内容を見てどう考えているのか。あるいは、財政投入にあたって中長期的な展望をどう考えている。紙上というかいま言ったように、子どもの数が減っていくと、あるいは高齢者が増えていくとそういう条件の中で、行政として先をどういうふうな見極め方をしているのだろうか、あるいはするのだろうか。この2点について、ちょっと見解をお伺いしたいのですけれども。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま新井田議員からご質問があった点について、お答えをいたします。

木古内自動車学校の経営実態につきましては、行政のほうで把握をするということは、できておりませんでした。12月22日に、廃止になるというふうな通知が関連の事業者に出されておりましたので、そのところから知り得ることになりまして、実態把握に12月28日にお伺いをしたところです。

その中では、ただいまご質問にありましたように、組織の体制です。そして、管内の自動車免許取得者数、管内というのは木古内から松前まで。これは、木古内自動車学校が広域的に生徒を受け入れているというふうな認識のもとに、広域で考えていかなければならないだろうということで、把握をさせてもらいました。

実際に昨年、一昨年と免許を取得されているかたは、100人前後です。そして、高齢者講習は600人から700人の間というような状況です。取得までの費用等についても伺いながら、各高校生が中心ですから、高校3年生がどのように通学されているか、こういう点についてもその時把握をさせていただきました。

教官が3名なのです、現在。管理者、校長ということで1名、あとは事務のかたと。この中で、高校のほうの免許取得に対する考え方というのは、学校が決めておりまして、学校のほうで生徒のほうに指導をしているわけですが、大学進学や就職です。こういったものが内定という状況の中で、受けてほしいということで、11月・12月に集中するというような状況なのです。そこからすると、3名の教官ですから、受け入れる数も自ずと決まってきました、それで函館のほうに行かれるという状況が発生しているというのは聞きました。

また、松前につきましては、厚沢部のほうからバス送迎をするということで、これ29年度からはじまったというふうに聞いております。そういう通学への支援もあるということで、そちらを選ぶことが出てきたと。そういった中では、松前のほうの例えば20人という数字がなかなか木古内のほうにこなくなったということで、経営が圧迫されているというような状況になっています。

函館に通うかたについては、木古内の駅までバス送迎をされているということですので、

こちらについても保護者につきましては、木古内まで送ってこなさないうですから、そういう不便性も抱えながらも函館に通学しているというふうな状況を聞いております。

ことしの例で言いますと、先ほど言いましたように、1月まで生徒が多くいるという中で、2月・3月の誕生日のかたがはじかれてしまうというのが出てくるというふうに聞きました。

これもまた、就職するまでに免許取得が期間がありますから、取っていただければいいのですが、近隣の町に就職する場合は、試験に戻ってきてもらって、4月・5月に取るということもできるのですが、遠くへ行かれる場合はそれがなかなか難しいということで、就職先のほうで取らざるを得ないという状況も生まれているのだということを確認をさせていただきました。

そういう中では、何とか12月に話をした時には、この1月以降に取りたいという高校生もいるというふうに思っておりましたので、続けてほしいんだという話をさせていただきました。その中では、4町の中では公共性あるいは公益性があるだろうという判断をさせてもらって、それは高校生の就職に不利益が及ぶ、あるいは遠くに通うことによる財政負担もそれぞれのご家庭の負担も増えていく。また、高齢者についても函館まで通わなければならない、こういった状況を回避していくのには、公費での支援も検討していかなければならないということで、まずは2町、知内と協議をした中で、なかなか企業ですから民間企業に対して行政が支援をするというのは難しい話ですから、そこは公共性・公益性があるのだということを確認しながら支援をとということで2町でまとめ、そして年が明けてから松前・福島にも一緒に入ってもらいまして、1月の11日に4町で支援をしていきたいと思いますという話は決めました。

財政的支援の裏付けとしましては、昨年・一昨年5年分の決算状況を資料をもらいましたので、その中では累積欠損もあるのですが、まずは単年度の赤字額について、支援を考えていきたいと思いますということで、いま森自動車学校のあるいは木古内の校長を兼任している管理者のほうに、今年度の経営を続けた場合の収支見込みを出していただいて、その分について支援をというような考え方ではあります。そこは、短期的な措置ということで考えておきまして、このあと31年度の支援がまとまり次第、31年度の予算に計上させていただきますけれども、将来中長期的な支援のあり方については、まず31年度の支援をする中で継続協議、少なくとも4町で継続協議を進めながら、施設の老朽度合いなども見ながら決めていきたいと思いますというふうに思っております。

きょう、森のほうの管理者との調整ができていけば金額もお知らせすることができたのですが、今週このあとお会いして協議を進めてまいりますので、いまは金額的なものをこうですというふうには言えないのですが、時間をいただきたいというふうに思っております。

今回、23日に4町と森・木古内両方の管理者です。そして、校長とお会いして存続という方針を学校側で出していただきましたので、既に関連する事業者、木古内自動車学校に商品などを納めている、あるいは油とかそういったものを納品している事業者に対して、当面経営を続けますというそういう連絡をされたというふうに伺っております。

それで、行政のほうへの連絡なのですが、民間事業者という自らの思いがあったのだということで、このように行政の皆さんがしかも広域的に支援をという話が来ると思っていますんでしたというのが社長の率直なお話でした。それで、行政の皆さんからの思いを受け止め

ながら、経営の継続について23日にお会いした時は、ご本人の腹の中っていうのは、フィフティフィフティだったそうです。何とか要請をする中で、前向きに捉えますということで方向を出していただきました。その結果が新聞にも載ったとおりでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 答弁終わりました。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) いま副町長から縷々、ご説明いただきました。

説明の中では、これからいま言ったように、決めなければならないことが山積みの状況もあるみたいですし、いまの状況ではそういうお話なのかなということで、認識しました。

しかしながら、やはり広域での支援の中で財政を投入していくということは、この辺はきちんと重く感じていただきながら、当然ながら民間の企業に対する細部での介入というのは難しい部分は丁度理解しますけれども、ある程度地域で少なくともやはり地域密着型というようなおそらく企業理念は私わかりませんけれども、少なくともそういう社会的に非常に重い責任があるのだという部分は、認識していただきながらしているのでしょうかけれども、会社の利益トータルの見方でそういう判断をせざるを得ないということはわかるのけれども、今後そういう展開の中で、行政もしっかり見据えながら、いろんな形で子ども達あるいは関わる人のために鋭意努力されて、上手い方向にいただければということで何とか我々も見ておりますので、情報も含めてまた機会あったら提示していただければそんなふうを考えますので、よろしく一つお願いいたします。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 今回のこの行政報告、これは広域というか渡島西部にとっても自動車学校が必要だっていうことで、この支援をして存続してもらおうと。大変、良かったなという思いであります。ただ、いま副町長からの説明の中でも当面は、単年度の財政支援というようなことで、それはそれなのですが今後、どこかの場面で確か森の自動車学校の社長が地元でそういう経営移譲をするかたがれば、移譲してもいいようなコメントをなんかしていたように思うのですよね。ですから、財政支援は当面は短期の財政支援で良いのですが、今後はやはり長期継続ということになれば、地元で事業を引き継いでくれるそういう部分もあわせて模索をしていただきたいということを要望としますので、今後財政とあわせて経営移譲の関係も4町の中で、ご検討願いたいということを申し添えます。

○議長(又地信也君) 要望ですので、答弁はいりませんね。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、行政報告を終了致します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度木古内町一般会計補正予算（第9号）の専決処分を行い、歳入歳出に252万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億6,034万8,000円とするものです。

補正の内容は、町内札苅地区に漂着した朝鮮半島からのものと推測される漂流木造船の解体処分に係る委託料、及びジュニアオリンピックカップ第32回全国都道府県対抗中学バレーボール大会、並びに平成30年度北海道中学校体育大会第51回北海道中学校スキー大会出場に係る報償費の追加補正です。

それでは、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、13節 委託料 204万2,000円は、歳入でもご説明しますが、昨年12月18日に朝鮮半島から流れ着いた木造船が道内で多数ある実態から、北海道で補正予算を組んで対応するとした情報が入り、町としては早急な対応を行うため、処分費用を追加するものです。なお、木造船の解体処分に係る道補助金の交付決定が、1月11日付けで交付されております。

議案説明資料 資料番号1の3ページに、木造船から解体処分までの流れを掲載しておりますので、ご参照願います。

続いて、8ページをお開き願います。

あわせて、議案説明資料 資料番号1の4ページから5ページをお開き願います。

10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 48万5,000円は、昨年12月25日から28日に大阪市で開催されたジュニアオリンピックカップ第32回全国都道府県対抗中学バレーボール大会に、木古内中学校バレーボール部の東口颯斗さんが、北海道選抜選手として出場したことに伴う費用と、ことし1月17日から19日に上士幌町で開催された平成30年度北海道中学校体育大会第51回北海道中学校スキー大会に当町から3名の選手が出場したことに伴う費用を追加するものです。

資料の4ページに、参加に要する費用及び12月末現在の予算の執行状況と補正額の内訳を、5ページには参加者の名簿を記載しておりますので、ご参照願います。

なお、大会は既に終了しておりますので、結果について説明いたします。

バレーボール大会は、群馬県と宮崎県の選抜チームにいずれも0対2でストレート負けし、予選リーグ敗退となりました。

スキー大会は、男子大回転で別当由祐さんが125位、女子回転では浅野聖奈さんが残念ながら転倒により途中棄権、女子大回転では同じく浅野聖奈さんが63位、大森千春さんが77位という結果で、入賞を逃しております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

14款 道支出金、2項 道補助金、3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金 183万7,000円は、歳出でもご説明しました漂着木造船の解体処分に係る北海道補助金の追加です。

補助金については、解体処分に係る費用の9割が交付されます。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 69万円は、このたびの補正に係る財源調整です。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第10号)

○議長(又地信也君) 日程第5 議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第10号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4,711万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億746万5,000円とするものです。

補正内容は、8款 土木費で、除排雪費用に要する町道管理委託料等に係る追加補正です。

それでは、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、13節 委託料 4,592万8,000円、及び14節 使用料及び賃借料 118万9,000円は、昨年12月から断続的な降雪により除排雪稼働日数が多くなっており、今後、予算不足となる見込みであることから追加補正をお願いするものです。

議案説明資料 資料番号1の1ページをお開き願います。

1月18日現在の予算執行状況ですが、中央C欄に予算残額、D欄に今後の支出見込み額、

E欄に補正額を記載しております。今後の除排雪稼働を約32日間と見込み、委託料・借上料それぞれ不足する日数分の補正をお願いするものです。

続いて、資料番号1の2ページをお開き願います。

こちらは、各年度の除排雪回数を記載しております。右端の今年度は、12月の除雪回数が21回で、全国的な大雪となった平成29年度と同程度で推移しております。

次に、歳入をご説明いたします。

6ページをお開き願います。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 4,711万7,000円は、このたびの補正を財政調整基金から繰り入れて財源とするものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 除排雪のこの補正については、特に異論はないわけですが、たまさかこの資料2ページの除雪回数、あるいは降雪量。たまさか昨年とちょっと見比べてみたら、一週間ほど今年度は早いのですけれども、除雪の回数が昨年と補正のした時と36回という回数と同じなのですよ。ただ降雪量、雪の降り方からすれば、去年からみれば今年度、かなり少ないというふうはこの数字だけを見ますとだいぶ雪少ないのかなと。ですが、やはり住民サービスの中で、除雪の回数が増えている。

それと、昨年と違うのは一週間、今年度早いという。それで、今後の見通し含めて、この補正額で間に合うのかどうなのかという部分がちょっと心配するところなのですよね。その辺どういう根拠で、これはこの額で大丈夫だということなのか、私は逆にちょっと少ないのかなというそういう思いもあるものですから、これの18日時点の除雪回数だと降雪量含めて、どういう判断のもとで見込みを立てたのかという部分をちょっと確認したいなと思います。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 昨年と比べて除雪の回数と降雪量も比較した上で、どのような考え方で今回の補正額を決めたかということに対して、お答えしたいと思います。

この補正額につきましては、まず去年の反省も踏まえた中で、去年はこの時期とあと3月の定例会にて、2回の補正をさせていただいた経緯がございました。その中で、降雪の費用に関してどのように考えているかということは、いろいろ内部でも議論はありました。その中で、考え方としまして、まずは去年並みにいまきょうまでは降っているということを踏まえた中で、去年と同等レベルでの回数ということを基本に考えております。確かに竹田議員おっしゃるように、いまの段階1月18日現在では、去年より約20cmほど降雪の合計としては、少ない状況ではございます。ただ、近年の天候等を踏まえると、例えば2月とかには雨とか降ることもありまして、路面状況が変わることがこの数年何回か続いております。

そういったことも踏まえると、この雪というものに関しましては、水物ではありますので、難しい考え方ではあります。まずはこの回数があれば原課としましては、費用が足りるということで考えまして、この補正額とさせていただいております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、平成31年第1回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前10時46分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年1月28日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 鈴 木 慎 也

署 名 議 員 吉 田 裕 幸